

議案第 67 号

多可町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年多可町条例第113号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第15条の規定は、令和元年8月1日から適用する。

多可町災害弔慰金の支給等に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p>